

お知らせ

城里町役場（代表）

☎ 029-288-3111

お知らせ

令和3年経済センサス活動調査が実施されます

総務省と経済産業省は、令和3年6月1日現在で、全国すべての事業所および企業を対象とする「令和3年経済センサス活動調査」を実施します。

調査は、5月中旬から下旬に、調査員がお伺いするか、国から調査票等が郵送されます。

この調査は、政府が実施する統計調査の中でも特に重要な調査のひとつであり、社会経済の発展を支える基礎資料として、広く活用されるものです。調査対象となる事業所、企業の皆さまのご協力をお願いします。

問合せ まちづくり戦略課

☎ 029-288-3111
(内線229)

成年年齢引き下げ後の成人式について

民法の改正により令和4年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられます。

町では、成年年齢引き下げ後も、現行どおり20歳になる方を対象に成人式典を開催します。

20歳を対象に開催する理由

18歳の多くは高校3年生であることから、式典への参加や事

前の準備が大学受験や就職の準備等の期間と重なり、時間的・精神的・経済的余裕がなく、新成人や保護者に負担がかかる恐れがあることや、実行委員による成人式典の企画・運営が困難になることが想定されるため。※式典の開催日は、例年と同様に1月の第2日曜日を予定しています。

※令和4年度からの式典の名称については、現在検討中です。

問合せ 教育委員会事務局 生涯学習グループ

☎ 029-288-3135

城里町産こしあぶら(野生)は出荷できません

茨城県より、出荷制限指示がされている城里町産こしあぶら(野生)は、現在出荷することができません。

野生のこしあぶらは、他の山菜類に比べ、放射性セシウムを吸収しやすい性質があります。

野生の山菜類やきのこ類を出荷・販売する場合は、県のモニタリング検査および出荷前検査などの放射性物質検査を実施する必要があります。

問合せ 農業政策課

☎ 029-288-3111
(内線252)

新しい民生委員・児童委員が決まりました

民生委員・児童委員は、地域住民の立場から、福祉全般に関する相談・援助活動を行います。今回、新たな委員が、3月1日付けで厚生労働大臣より委嘱されました。

地区	氏名	担当区域
桂	加藤木 幸子	孫根

問合せ 福祉こども課
☎029-288-3111(内線133)

ホールの湯からのお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1時間短縮で営業しています。なお、営業状況等は変更になる場合があります。最新の情報は、問合せ先までお問い合わせください。

◆営業時間 10:00~20:00(最終入場受付19:00)

◆休館日

4月5日(月)、12日(月)、19日(月)、26日(月)、
5月6日(木)、10日(月)、17日(月)、24日(月)、31日(月)

問合せ ホールの湯 ☎029-288-7775

広告

軽自動車税の納付および減免申請について

■軽自動車税の納付について

軽自動車税は、毎年4月1日を基準日にし、登録(車検証)の名義人に課税されます。5月10日以降に納税通知書が送付されますので、次の納付窓口にて納期限までに納付してください。

- 納付窓口** 城里町役場会計課、桂支所、七会町民センター、
お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア
- ※納期限が過ぎると、コンビニエンスストアでの納付はできません。
- 納期限** 5月31日(月)



■軽自動車税の減免申請について

障害の程度や車両の使用状況が一定の要件に該当する場合、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。

- 対象車両**
- ① 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳のいずれかの手帳の交付を受けている方が専ら使用する車両
 - ② ①に該当する方を常時介護し生計を一にする方が、①に挙げた手帳を有する方の生業、通院、通学等に使用している車両
 - ③ 公益のために使用していると認められる車両
 - ④ 車両の構造が専ら身体障害等の利用に供するための車両

※減免を受けることができる車両は、障害がある方1人につき1台に限られます。また、自動車税の減免を受けている場合、軽自動車税の減免は受けられません。

- 申請窓口** 城里町役場税務課、桂支所、七会町民センター
- 申請期限** 5月31日(月)

※軽自動車税の減免申請は、毎年度必要です。

※昨年度減免を受けた方には、納税通知書に減免申請書を同封して発送します。納税通知書が届きましたら申請手続きをお願いします。

必要書類

- ア)身体障害者手帳等 イ)運転者の免許証 ウ)納税通知書(届く前の申請の場合は不要です)
エ)車検証 オ)納税義務者の印鑑 カ)減免申請書(申請書は各申請窓口にあります)
キ)マイナンバー(個人番号)カード、マイナンバー通知カード等のマイナンバーがわかるもの
※申請書に納税義務者のマイナンバーを記入していただきます。

- 問合せ** 軽自動車税に関すること 税務課 ☎029-288-3111(内線123)
自動車税に関すること 水戸県税事務所 ☎029-221-6605

児童扶養手当・特別児童扶養手当等の金額が決定しました

児童扶養手当等の金額は、物価変動に応じて改定されます。令和3年4月分からの手当額は、次のとおりです。

各種手当		令和3年度(月額)	
児童扶養手当	第1子(本体額)	全部支給	43,160円
		一部支給	10,180～43,150円
	第2子加算額	全部支給	10,190円
		一部支給	5,100～10,180円
	第3子以降加算額	全部支給	6,110円
		一部支給	3,060～6,100円
特別児童扶養手当	1級	52,500円	
	2級	34,970円	
障害児福祉手当		14,880円	
特別障害者手当		27,350円	
経過的福祉手当		14,880円	

- 問合せ** 福祉子ども課 ☎029-353-7265(直通)

防災行政無線『戸別受信機』 町内施設等への無償貸与について



防災行政無線戸別受信機は、大地震の発生・台風の接近・町内での新型コロナウイルス感染拡大時など、緊急かつ重要な情報をはじめ、町からの必要な情報を住民の皆さまにお伝えするための機器です。放送を聞き逃した場合でも、録音による再生が可能です。

4月から、町内施設等を対象とした、防災行政無線戸別受信機の無償貸与を開始します。次に該当する施設等の代表者(代理可)は、事前に連絡のうえ、総務課窓口までお越しください。

○対象施設

- ・地区または自治会関係施設
- ・公共施設
- ・医療施設または福祉施設
- ・事業所等の施設

○配布場所

総務課窓口(役場本庁舎 2階)
※受付時間/平日、午前8時30分～午後5時15分

○持参するもの

印鑑(受け取りに来られる方のもの)
※受け取り時に、町指定様式の「保管証明書」への記名、押印が必要となります。

○貸与について

貸与を希望される場合は、事前に地域防災室(総務課内)までご連絡ください。

戸別受信機に関すること

- ・戸別受信機は、無償で貸与します。長期的に使用できるよう、大切に取り扱いってください。
- ・故意または重大な過失により故障した場合は、修理費用などを負担していただく場合があります。
- ・貸与後、事業所等が町内で移転する場合などは、届け出と地域設定の変更が必要となります。
- ・事業所等が町外へ移転する時や、使用を終了する時には、必ず戸別受信機を返却してください。
- ・受信環境により、設置場所が窓際などに限られる場合や、外部アンテナの設置が必要となる場合があります。設置後、放送が聞き取りにくい、または受信できない場合は、問合せ先までご連絡ください。

町では、1月から、住民を対象とした、1世帯につき1台の戸別受信機無償貸与を実施しています。貸与を希望される方で、まだ受け取っていない方は、事前に連絡のうえ、総務課までお越しください。

問合せ 地域防災室(総務課内) ☎029-288-3111(内線214・215)



※町長コラム※

『地域振興券』の財源は大丈夫？

町のお財布事情など、町長が町民の皆様へお伝えたいことを不定期に掲載していきます。

昨年7月に全町民1人当たり5,000円、11月には1人当たり6,000円の地域振興券を配布しました。外出が控えられている中、どれくらい利用されるのか心配もありましたが、結果としては、ほぼ100%近くの振興券が利用され、新型コロナウイルス感染症の影響に苦しむ町内商工業の振興に役立てることができました。令和3年度においても、全町民に5,000円程度で2回、地域振興券の配布を計画しています。

「他の市町村よりもプレミアム率が大きいのは嬉しいけれど、町の財源は大丈夫なの？」と、心配の声もいただきますが、財源は国からの「地方創生臨時交付金」で確保されていますので、ご安心ください。

この「地方創生臨時交付金」は、広報しろさと2月号掲載の本コラムで説明した「地方交付税」の配分金額を基礎に算出されているため、人口が少なく、山間地域である城里町には近隣市町よりも人口1人当たりの配分額が多く交付されています。このため、地域振興券の配布対象者や金額を近隣市町より充実させることができます。

城里町への地方創生臨時交付金

- 1回目(令和2年5月):約1億2,000万円
- 2回目(令和2年6月):約3億4,000万円
- 3回目(令和3年度予定):約1億7,000万円